

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年7月1日
担 当 課	子ども未来応援課

契約業者名・住所	【管理会社】 早稲田ハウス株式会社 代表取締役 伊倉 徹 松戸市西馬橋幸町 15 番地 【貸主】 株式会社トラスト企画 代表取締役 金光 容徳 松戸市西馬橋蔵元町 104-2 フェリス蔵元 2F
工事等の名称	松戸市子どもの学習支援事業実施施設賃貸借契約（松戸地区（長期継続契約））
工事等の場所	非公表
種 別	建物賃貸借
工事等期間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（地方自治法234条の3の規定による長期継続契約）
契約金額	年額 7,007,340 円（消費税込み） （令和8年4月1日から令和9年3月31日） 年額 5,855,256 円（消費税込み） （令和9年4月1日から令和13年3月31日）
工事等の概要	建物を松戸市子どもの学習支援事業（松戸地区）を遂行する施設として賃借する。

随意契約の理由	松戸地区における子どもの学習支援事業の実施に係る会場の選定にあたっては、次の条件を充たしていることが必要である。 ①学習スペースとして30人以上を収容できるだけの十分な広さがあること。 ②事業全体の会場数、設置地区を考慮し、松戸駅から徒歩10分圏内であること。 ③利用する子どもの安全面を考慮し、人通りの少ない道路に面した建物はできるだけ避けること。 ④机や椅子などの事業に必要な備品を常時配置しておけるよう、年間を通して確保できる会場であること。 会場の選定にあたっては、上記及び費用面等から総合的な判断をする必要がある。 本物件は現時点で上記の条件をすべて満たしているが、同物件は、株式会社トラスト企画が所有し、建物の管理を早稲田ハウス株式会社に委託している物件であることから、契約の相手方は同社に限られる。 以上のことから、本事業については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定を適用し、当該業者を相手方として随意契約を締結することが妥当かつ適法であると思料するものである。なお、契約は貸主、借主、管理会社の3者間契約とする。
----------------	---